

災害時における東北地方整備局所管施設の災害応急対策業務に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、一般社団法人東北測量設計協会会長（以下「乙」という。）とは、災害時における東北地方整備局所管施設の災害応急対策業務に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、地震・大雨等の異常な自然現象及び予期できない災害等の場合に、甲が管理または工事中の施設等（以下「所管施設」という。）において発生した災害の応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、乙は業務の遂行に必要な器材及び技術者等（以下「技術者等」という。）の確保及びその動員の方法を定め、もって、被害の拡大の防止と被害施設の早期復旧に期することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、東北地方整備局所管施設における災害発生箇所とする。

（業務の内容）

第3条 甲または甲の所掌する事務所等の長（以下「事務所長等」という。）は、所管施設に災害が発生し必要と認めるときには、被災状況に応じて乙の会員に出動を要請することができるものとする。

2 乙の会員は、甲または事務所長等から出動要請があったときはできる限り速やかに所管施設の被災状況を把握し、甲または事務所長等の指示により業務に関する測量・調査・設計等を実施するものとする。

3 乙は、業務に関する測量・調査・設計等を早急に実施できるようもって必要な技術者等の確保、動員の方法を定め、その実施体制を甲に報告するものとする。

（業務の実施体制）

第4条 前条3項に基づき甲に報告する業務の実施体制は、乙の会員による編成表及び連絡系統とする。なお、変更が生じた場合には速やかに甲に報告するものとする。

2 甲は、事務所長等に乙の実施体制を通知しておくものとする。

（契約の締結）

第5条 甲または事務所長等が乙の会員に出動を要請したときは、速やかに土木設計業務委託契約等の業務内容に応じた契約を締結するものとする。

（有効期限）

第6条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成25年3月31日までの期間とする。

ただし、前項に規定する期間満了の1箇月前までに甲、乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当

該継続期間が満了したときも同様とする。

（実施範囲の特例）

第7条 乙の会員は、甲または事務所長等が特に必要として、第2条に規定する範囲外に出動を要請した場合には、特別な理由がない限り、これに応じるものとする。

（損害の負担）

第8条 業務の実施に伴い甲または事務所長等、及び乙または乙の会員の責に帰さない理由により、第3者に損害を及ぼした場合、または技術者等に損害が生じた場合には、乙または乙の会員は、その事実の発生後速やかにその状況を書面により甲または事務所長等に報告し、その処置について甲または事務所長等と、乙または乙の会員が協議して定めるものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に疑義が生じたときには、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名捺印の上、それぞれ各1通保有する。

なお、平成16年3月15日付けの締結した協定書は廃止するものとする。

平成24年 4月18日

甲 国土交通省
東北地方整備局長 徳山 日出男



乙 一般社団法人 東北測量設計協会
会長 藤島 芳男

